

「多摩市立中央図書館管理運営方針（素案）」 に対する 私たち一人ひとりの意見

2022年7月28日図書館協議会の定例会にこの素案が提示され、8月17日には市のホームページで公開されました。そして9月8日、9日、10日と三回の説明会を挟んで8月23日～9月22日までパブリックコメントの募集が行われました(当初21日でしたが、オンラインの関係で1日延期されたそうです)。

多摩市の図書館体制のあり方を注視してきた私たちは、それぞれ努力して説明会に出席しました。3回すべてに出席し、各回異なる参加者の意見にも気を配った人もいます。

みな、「運営方針」が多摩市の図書館体制の充実につながるものとなることを願い、意見を投稿しました。思いはあっても諸条件から投稿できなかった人もいます。何とか投稿できても、時間不足で意を尽くしきれなかった人もいます。多くがぎりぎりまで奮闘して投稿しました。

多摩市の図書館の価値を実感してきた市民が思いを込めて書いた、その一人ひとりの気持ちを共有し、多摩市の図書館のさらなる充実・発展につながることを願い、一つの冊子にまとめました。

他にも貴重なパブリックコメントが寄せられた方がいたのではないかと思います。今後、多摩市の図書館が蓄積したものを大事にしながさらさらにその発展を願う市民の交流が進むことを願っています。

編集・発行 多摩市の社会教育を考える会

2022年11月4日

コメント リスト

	ページ
1 青木洋子 (鶴牧)	1
2 安室君子 (豊ヶ丘)	3
3 厚芝麗子 (聖ヶ丘)	4
4 荒井 容子 (鶴牧)	5
5 大橋慶一 (豊ヶ丘)	8
6 桜井清蔵 (東寺方)	8
7 鈴木久美子 (唐木田)	10
8 辻山妙子 (聖ヶ丘)	11



1 青木洋子（鶴牧）

第1章 管理運営方針の役割とこれまでの検討の経緯

1. 本方針の役割と位置づけ

・この計画は中央図書館に特化した個別計画だと「素案」でも説明されているが、「本館再整備基本計画」に沿った図書館計画にすべきだと考える。

「基本方針・運営方針」は書かれたが、新しい中央図書館ができて地域館を含む図書館全体がこれからどういうサービスを展開していくのか、中長期的な計画として盛り込んで欲しい。

・別途地域館2館の改修工事が計画されているが、図書館全体ネットワークの地域館としての役割が果せるように、この方針にも先の見通しを示して欲しい。地域住民の利用の変化を想定しているが、利用者が減らないように地域館の特性にあったサービスを展開することで地域住民の利用掘り起こしができる。

第2章 中央図書館の施設

(1) 2階

・市民説明会で説明は受けたが、BGMはやはり必要ないと思う。実施してみて様子次第で柔軟な運営を心掛けて欲しい。

第3章 中央図書館の資料

4 中央図書館蔵書の本籍固定化

・地域館は今までと同じ返却先が所蔵館となるそうだが、実際にやってみて地域館の蔵書に偏りが出たり、地域館の特性が生かせない状況なら運用の見直しを図ったら良い。

5 地域資料の充実

・行政資料室は土日の利用ができないので、中央図書館でも基本的な行政資料を配架してほしい。

・将来的には議会図書室の機能を図書館が管理して、議員活動に役立つ資料提供をしてほしい。

第4章 中央図書館の機能とサービス

2 中央図書館のサービス

(1) 閲覧、貸出、予約サービス

・「骨子案」より丁寧な表現になったことは評価する。対面型サービスは職員の専門性がサービスの質を決めることになるので、職員配置には充分配慮が必要。

(2) レファレンスサービス

・中央図書館としてのレファレンス機能の充実が求められると思うが、専門性の高い司書の配置が鍵となる。

(5) 講座等の実施

・ステッププラザの使い方について、イベント実施の際に1階の静寂フロアに影響が出ないような内容のものしかできないと思う。

・子ども達がステッププラザを利用するときに、大人の目が必要なので職員が見回ることが必要ではないか。

(6) 児童サービス

・2階開架フロアの開放的な使い方、親子連れが気軽に図書館を使える雰囲気、期待が持てる反面、お喋りなどどこまで許容するのか見ていく必要がある。

・サテライトカウンターが実質的に児童カウンターとなるよう、職員が常態的に配置されなければならない。子どもは常にその瞬間に答えることが必要だからだ。

・おはなし会など市民ボランティアの協働も必要だが、図書館職員によるおはなし会も今より増やして欲しい。

(7) 子育て世代向けサービス

・パルテノン多摩こどもひろばとの連携について、絵本に触れる場所が多くあるのは良いが貸出はできないし、中央図書館児童サービスとどうバランスを取るのか。管理面や資料の充実など児童担当職員数との関係で、ひろばの機能を生かせるかが心配。

(8) ティーンズ向けサービス

・提案されているサービスが充分できるとティーンズの図書館利用に繋がるかもしれないが、担当する職員の力量に追うところが多い。専門力を持った職員がいるのか。

(11) 障がい者サービス

・障がい者サービスの充実に期待しているが、これも障がい者支援の専門性が必要だ。職員の配置は確保できるのか。職員が中央図書館に集約されることで、永山の障がい者サービスの質が落ちないか心配だ。

3 市民との協働

(1) 市民との協働の考え方について

・「骨子案」に対する意見を考慮して、市民のための図書館としてサービスを行っていくために協働すると表現を改めたことは評価するが、「プラットフォーム」のような表現はわかりにくい。環境整備、基盤という意味があるようだが、日本語で表現した方がよい。

・図書館について学ぶ連続講座などの提案があるが、「多摩市らしい」図書館の市民協働を一緒に作る発想は大変よいので、積極的に実施してほしい。

第5章 管理運営の主体と各館の役割

1 管理運営の主体

・貸出など直接サービスは最も基幹的業務と考えるので、地域館も含めて直営の良さを生かした管理運営を心掛けて欲しい。

2 中央図書館と分館のサービス役割分担

・地域館のサービスは中央図書館のサービスと全く同じことはできないが、人と資料で質の高い満足できるサービスはできるはず。それができるような方法論を他市の例を見ながら模索して欲しい。

3 中央図書館を中核とした組織体制

・この方針を実施するには全体的に今よりもっと仕事量が増えることが想定されているのに、現有人数でできるはずは無く、関係部署に働きかけて司書の数を増やす努力を最大限するべきである。働き方改革という方針で過剰労働にならないような配慮も必要で、それを重視すると人手が足りずサービスの質がおちることにならないようにしてほしい。

・分館の体制は小さいながらも密度の濃いサービスが必要で、分館こそ何でも対応出来る正規職員を最低1人配置してほしい。

第6章 施設管理・運営条件

4 施設利用時の注意事項

(1) 飲食

②飲食できる場所は実際に運営してみて、利用者のマナー次第で考え直すよう弾力的に運用してほしい。

2 安室 君子 (豊ヶ丘)

1、今年(2022年)に、多摩市が市制50周年を迎え、この50年の市政の歩みと歴史環境の中でここに定住してきた、多くの市民が市政の根幹を支える社会教育の教育機関の施策として、多摩市立図書館7館と行政資料室が築かれてきた。そして市民にとっては関戸公民館と永山公民館も同様に大切な社会教育機関である。多摩市に住み始めた市民が本を持ち寄って家庭文庫や地域子供文庫をつくり、自動車図書館が回ってくれるようになって、本の種類もより豊かな種類を手にとって選べるようになり、子供たちの成長とともに、市内の図書館も増えていき、現在のような全域サービスの図書館網が築かれてきた。

私たち市民は、この全域図書館サービス網が、あってこそ身近な地域図書館が市民の知的要求を満たせる重要な役割をその役割を果たせることを担保できると考えている。

したがって、この度、多摩市の中央図書館管理運営方針(素案)では、その事を基本理念として位置づけることを切に願うものである。

多摩市でこれまでの図書館活動の中での基本方針・運営方針は、そういう意味でも、これからの多摩市の市民の未来50年の希望ある生活を担う役割を持つものであろうと考えている。これからも、この基本方針と運営方針はしっかりと土台に据えて、その具体的施策を多摩市のどこに住んでも享受出来るよう計画的に拡充してください。

2、地域図書館の開館時間10時から17時までに改編するのはやめてください。一方で、中央図書館を20時まで開館するというのはおかしくないですか？アンバランスな施策であると考えます。

(まだありますが時間切れです) 以上

3 厚芝麗子(聖ヶ丘)

【多摩市立図書館の基本方針・運営方針】を活かした内容を「はじめに」の項に。

(1) 多摩市では、中央図書館開館にあたり【多摩市立図書館管理運営方針】を準備している。平成23年4月に策定された【多摩市立図書館の基本方針・運営方針】に沿った内容を「はじめに」の項に「様子を見ながら書き込む」のではなく、開館にあたり、その根幹に据えることを求めます。

2013年11月多摩市では【多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム】を提案。市民は【地域図書館4館を無くさないでほしい】と訴え、以来9年間、市長をはじめ【多摩市立図書館の基本方針・運営方針】に沿った図書館行政を行うとしてきた。中央図書館開館にあたり予算・人(職員)が集中し、【多摩市立図書館基本方針・運営方針】に記してある①市民の「知る」を支援する②だれもが使える図書館③子どもの読書環境の整備④市民や地域に役立つ図書館⑤しらべるを支え、つながる図書館⑥弾力的な管理・運営―「様子を見ながら書き込む」ではなく今回の「はじめに」にしっかり活かした内容に書き込むことを求めます。

(2) 図書館協議会のあり方について一開催されたすべての協議会を傍聴、議事録を読んでいるわけではないので軽々にいえないが、中央館開館を前に今協議、議論すべきことは、【事業評価】に会議時間のほとんどを費やすのではなく、肝心の【多摩市立図書館運営方針】(骨子案)にひきつぐ(素案)についてしっかり協議、議論する配分にすべきではないか。二回の協議会とも時間切れとなり、意見のある人はメールで提出してほしいとする協議会運営のあり方に疑問を感じる。市民に見える形での協議、議論が必要と思う。

(3) 9年間の市民と市長、行政の話し合いが、何だったのか。結局2013年の【多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム】に帰するのではないか。心配が杞憂に終るよう願う。

4 荒井 容子 (鶴牧)

多摩市の図書館本館が、長い間、暫定的な施設で運営されていたところから、ようやく、きちんとした書庫をもった施設へと生まれ変わることを、喜びをもって受けとめます。第1章で、これまでにまとめられた「多摩市立図書館の基本方針・運営方針」を確認していることも高く評価します。

その上で、今、市民に広く意見を求めるこの「方針」について、これまで多摩市の図書館が大事にしてきた、市民の日常生活における学びを支えるというその基本精神を失うことなく、ますます、市民が自分たちの身近なところで、充実した図書館サービスを楽しむように、施設設備を整えたあとの本館(中央図書館)が運営されることを願って、その「方針」が明確に確認されるよう、「方針」に対する意見を述べさせていただきます。

1 「第5章 管理運営の主体と各館の役割」について

(1) 第5章の「1 管理運営の主体」について

「図書館政策の基幹の部分については、市職員による直営で、継続性を担保していきます。」(p.22)という表現は、あいまいです。

「図書館は、すべて、市職員による直営で、継続性を担保していきます。」

と書き改めてください。

(2) 第5章「2 中央図書館と駅前拠点図書館、地域図書館のサービス役割分担」について

多摩市の図書館全体については、7館体制と行政資料室として、基本構想、基本計画でその方針が明示されてきました。特に本館はこれまでどおり、その他の館を支えることが最も大事な仕事であり、それは「1 管理運営の主体」でも、「バックヤード機能をにないます」(p.22)と表現されています。このあり方については、特にたとえなど必要はありません。

そこで、「市民の図書館利用においては、地域図書館、駅前拠点図書館は、「かかりつけ医」、中央図書館は、「総合病院」、「専門病院」にたとえられます。」(p.22)という一節は無用です。図書館サービスを医療サービスになぞらえていて、誤解を招きかねず、適切なたとえではないので、削除してください。

また、中央図書館とその他の館との関係の図式について (p.22)、現在のものから今後のものへの図の変更は、中央館以外の各館・室が独立して運営され、それを中央館が支えるという構造を描いており、施設設備が整ったあとの中央図書館による各館に対する直接の支援体制を明示していて、適切と思われます。

多摩市は地域図書館を大事にして、地域の住民の学びを支えてきたため、市民は図書館を身近に、日常生活のなかで捉えることができました。このことが、市民の生活文化どれだけ

豊かに支えてきたか、この環境の中どっぷりつかっているだけでは分からない、非常に重要な成果だったと思います。そうした、市民の身近な地域図書館を大事にして、今後も多摩市の図書館を運営していくという図書館体制が、この図には現れています。

ところが、この図の前に書かれている説明文には非常にあいまいな表現が、以下のように残されています。

「駅前図書館は、地域図書館へのサービス提供、職員の応援体制に柔軟に対応できる関係性を維持しながら、図書館ネットワーク網の中核とする中央図書館を中心として、蔵書規模、サービスネットワーク化していきます。」(p.22)

「各館支援体制(今後)」の図で示されたとおりの体制を考えているのであれば、この「駅前図書館は、地域図書館へのサービス提供、職員の応援体制に柔軟に対応できる関係性を維持しながら」は、図と矛盾しているので、この一節は削除してください。

地域の図書館は、市民の学びを図書館が支える最前線です。かつて、『中小都市における公共図書館の運営』(1963年)が、日本の公共図書館のあり方を、「市民の図書館」として前進させ、大図書館はその後ろ盾となると位置づけてきたように、各自治体で図書館整備が進んだ現在、一つの自治体の図書館体制においても、まさに、市民の身近なところにある地域の図書館を市民の学びを支えるもっとも重要な拠点として考えるべきであり、中央図書館はそれを支える位置においてその運営のあり方を考えることこそ、市民本位の公共図書館の考え方といえます。多摩市はこれまで継承してきたこの考え方を大事にし、ようやく本館の物的整備が進んだ後も、継続していくべきです。

現在のように、中央図書館以外の6館は、本来、それぞれに館長を配置して、市内のそれぞれ個性のある地域・立地場所において、対面を通して、さまざまな要求を把握し、独自性をもって運営されるべきです。また行政資料室もきちんと責任をもって運営できる常勤の専門職を配置すべきです。各館・室がこのように个性的に運営されれば、中央図書館は、各館の努力から学び、全市を対象にした発想からではなかなか把握できない、全市民、全地域を射程において、多摩市全体の図書館のあり方を考えながら、各館を支えることができるようになります。

2 「第4章 中央図書館の機能とサービス」について

(1)「1 中央図書館サービス」では、利用者に対するステレオタイプな認識が多く見受けられます。

「(7) 子育て世代向けサービス」では、「子どもの近くで保護者が本を選らぶ」とときには、保護者は「実用書や雑誌」を選ぶという想定をしています。これは子どもの保護者像に対する決めつけになっています。

「(10) 高齢者サービス」も、「認知症や相続、健康など高齢者が関心のあるテーマのコナーを設置します。」と同じく、高齢者の読書要求について、内容にまで踏み込んだ決めつけになっています。

こういった発想については、慎重であるべきです。

「(8) ティーズ向けサービス」についても、類似の誘導性があることに自覚的であってほしいと思います。

(2) 「(13) 市民活動支援」について

この項目を提示すること自体は重要ですが、そこで記述されている内容は、「図書館と共同する市民活動」についてのみ意識された記述になっています。

多摩市には、さまざまな社会問題について学び、考え、行動する市民団体が沢山あります。そのような市民団体の市民活動をどのように支援するのか。そのような団体が生み出してきた活動資料を、「地域資料」としてどのように収集し、他の活動団体の役に立つように、まさに「地域資料」のアーカイブズとして機能を充実させ、提供していくこと、この点をきちんと自覚して、積極的な方針を立てることこそ、多摩市の市民の文化の発展に貢献する図書館のあり方であり、自覚的に方針を立ててください。

「第3章 中央図書館の資料」の「5 地域資料の充実」の中で、きちんと自覚的に検討してください。

(3) 「(9) 地域ビジネス支援サービス」について

タイトルが「地域ビジネス支援」となっていますが、本文では「地域ビジネス」という言葉はなく、「ビジネス」という表現しかありません。もし「地域ビジネス」ではなく、「ビジネス」を支援するのではあれば、項目名は明確にビジネス支援とすべきです。

また、多摩市内でのビジネス展開を考える業者に情報提供することが主要目的であるならば、どのような提供の仕方が、多摩市の市民にとって有益であるのか、一般に資料提供し、業者が独自に資料を活用するのではなく、図書館が少ない職員体制の中で、分野が特性されないビジネス志向での利用者にとって便宜を図る「活用セミナー」などを行うことについて、どれほどの優先順位があるのか、慎重な検討が必要と思われます。

3 「第6章 施設管理・運営条件」について

(1) 第6章「4 施設利用時の注意事項」

1) 「(1) 飲食」について

ラーニングコモンズエリアでは、飲食はふさわしくないと考えます。特に飲食をみとめる必要はないのではないのでしょうか。

2) 「(2) 会話」について

「2階・ステッププラザを、通常の会話を可能とします」としていますが、「ステッププラザ」は「静寂ゾーン」とされている場所ですから、ここで会話を可能とするのはおかしいです。

「2階では館内BGMを流し、会話をしやすい雰囲気を醸成します。」

ある程度の会話をしてもよいとしても、「わざわざ」その「雰囲気醸成」する必要があるのででしょうか。「BGMを流」すことが、どういう根拠にもとづいて、何のために有効なのか、その説明がないままに実施することは問題と思われます。(誤字訂正済)

5 大橋慶一（豊ヶ丘）

地域館に対する中央図書館の支援が明確でない。たとえば、子供や、高齢者など、中央図書館に行くのが容易でない人たちにとって、書籍は、中央館に集中的に集め、また、子供のための読み聞かせスペースを失くすような方向は図書館全体の存在価値を低くする。むしろ、中央館から、地域館に出張して、支援するシステムを確立してほしい。

6 桜井清蔵（東寺方）

多摩市立中央図書館管理運営方針（素案）への意見

A. はじめに

4つのコメントがあります。最初の3つのコメント a b c は、素案に関連する感想・意見、または要望です。最後のコメント z は、素案には関連しない要望です。

B. コメント

a. 第1章:「多摩市立図書館の全館ネットワークのあり方にも変化が出てくることが想定されます」(素案 p.03)

上の部分を読む時の疑問は次の二つです。

1 中央図書館開館後、どのくらいの期間を使って「全館ネットワークのあり方の変化」を観察するのか？

2 具体的に、どのような変化について観察するのか？

要望としては、今後も 1, 2 に関して何らかの形で報告していただきたいなというのがあります。私は中央図書館の必要性は理解していますが、中央図書館開館には「期待3割、不安7割」です。中央図書館が地域図書館を支える図書館ではなく、地域図書館を圧迫する図書館になりそうという心配があるからです。そのようにならないようにしていただきたいです。

豊ヶ丘複合館・東寺方複合館では改修についての話し合いが行政管理課主導で行われています。豊ヶ丘図書館、東寺方図書館について、「図書館」について素人である行政管理課、市民参加者だけで豊ヶ丘図書館、東寺方図書館に必要な機能などについて話し合うのは無理があると思います。教育部図書館にも豊ヶ丘複合館、東寺方複合館にある地域図書館につ

いての話し合いに深く関わっていただきたいです。

b. 第5章: 「図書館協議会」(素案 p.25)

例えば過去3回の図書館協議会では事業評価について少なくとも8割の時間が使われ、中央図書館運営方針については2割以下の時間しか割かれていないように見えました。図書館協議会においては事業評価以外にも色々な問題について討議・協議していただきたいです。「図書館に言われたことだけを討議する」のではなく「図書館のためにたたかってくれる」ような図書館協議会になってもらいたいと思います。

c. 第6章: 「フリー Wi-Fi」(素案 p.30)

多摩市の公共施設で初めてフリー wi-fi が使えるのが中央図書館になりそうです。図書館利用者懇談会などで、図書館にフリー wi-fi の導入を要望してきました。骨子案に対してもコメントでもその要望を出しましたが「地域館へのフリーwi-fi の導入は図書館としては考えていない」と回答がありました。地域図書館、拠点図書館は教育部管轄ではなく他部署管轄の建物にあるので仕方がないのかなとは思いますが。9月議会でも「公共施設でのDX」が質問などにも取り上げられていますし、行政の管理職にある方々が「我々も今はパソコンを持ち運んで仕事ができるようになり働き方が変わってきた」と言っています。教育部として他部署にDXを進めるためにも公共施設にフリーwi-fiを導入するように働きかけていただきたいです。

z. オープンデータ (素案とは無関係な要望)

多摩市図書館が所蔵する書籍情報をオープンデータとして提供していただきたいです。データとしては以下のようなものです。

1. 書名・著者名・出版社・ISBN
2. 図書館でその資料に付加している情報(例えば資料識別番号、所属図書館、NDCなど)

データの更新は頻繁ではなくても構いません。(例えば、年に2回(?)の図書館が所蔵資料情報を点検するタイミングなど)このようなオープンデータがあれば、多摩市図書館所蔵の資料について様々がわかるようになると思います。また、図書館関連のアプリなども書かれるか、そのきっかけになるかもしれません。

C. さいごに

4つのコメントを書きました。これらのコメントのうち要望的なものについては御検討をお願いいたします。コメント z は素案には関係しない要望ですが、素案にもある「市民との協働」において役立つかもしれません。もしプログラミング関連の協働が発生したら提供されるオープンデータも使えるのではないかと思います。-

7 鈴木久美子（唐木田）

p.18 第4章 2（6）児童サービス

子どもが本の楽しさを知り、本好きになっていくには、家庭でのきっかけづくりは勿論だが、子どもの本コーナーには必ず児童書に詳しい職員を常駐させて、そこに来た人（大人も子どもも）が、いつでも何でも気軽に訊けたり、本のことを話したりできる雰囲気・環境整備が大切である。日々の図書館サービスの積み重ねが子どもの読書に大きく影響していく。このコーナーの担当職員は、子どもが求めている本を敏感にキャッチし手渡せる技量が望まれる。

p.20 第4章 3（1）市民との協働

「中央図書館の開館を契機に多くの市民にボランティアとして図書館に関わってもらい、…」

障がい者向けのボランティアは、きちんと研修を積んで養成し実践しているが、おはなし会などの場合、今までのような、やりたい人がいるからという安易なボランティア受け入れでなく、図書館としてサービスの内容・質・レベルをどのように考えているのかを、きちんと明示する必要がある。その上で話し合いを重ね、多様な市民の力を活かした、より豊かな協働を構築していくことを望む。またボランティアのレベルアップ研修も欠かせない。

p.29 第6章 4（1）②食べ物

ラーニングコモンズは、一般の利用者が本を読んだり、往き来する場所で、誰もが気持ちよく利用できることが第一。食事は食べこぼしや後始末の不備が生じがちで床も汚れる。図書館への苦情も増えることが予測される。職員皆さんの合意のもとですか？

食事は館内にカフェがあるし、近隣には飲食店もたくさんある。中央公園に出て食べることもできる。館内は飲み物だけにし、カフェ以外の食事は禁止にする。

p.29 第6章 4（2）会話

階により静寂度を変えることは賛成だが、「2階では館内BGMを流し、会話しやすい雰囲気を醸成します」としているのは反対です。ラーニングコモンズがあれば会話はつきもので、特別BGMを流さなくても話し声は生じる。また1階と2階は中央にステッププラザがあるので、1・2階が遮断されているわけではなく、吹き抜け部分から音は静寂系の1階にも聞こえる。音に対する感じ方は人により大きく異なる。あえて会話を促す必要はない。むしろ1階への音漏れ（話し声など）をどうするかの方が問題だと思う。

p.30 第6章 4（6）撮影

絶対反対です。「新しい図書館の知名度向上や利用促進に一定の効果が期待できる」と書いて

てありますが、図書館の使命は何ですか？ 有名にしたいのなら、図書館サービスの中身で評判になるような優れたサービスを展開してください。多くの人がスマホを持ち歩く時代だからこそ、肖像権だけでなく著作権の問題も絡んでくる図書館では、厳しいルールが必要です。

こんな案が図書館側から出てくるとは... はき違えもいいところで呆れています。報道機関などの特例措置は必要ですが、一般の人が写すことは反対です。

第4章、5章、および全体に関わること

この素案は中央図書館の管理運営に限ったもので、具体的に全館をどう運営していくのかは示されていない。でも中央図書館として様々な機能の実現に向けて、全館をどういう職員体制で運営していくのかはとても重要で、1日も早く具体的に明示してほしい。限りある職員をどのように配置し、育てていくのか。一人ひとりの力量が図書館サービスの質を左右する。

- ① レファレンス担当だけでなく、図書館職員全体のレベルアップを図る。
- ② 専門的職員集団づくりを目指し、足元をしっかりと固めていくことが大事。……せっかく研修を受けても短期間で図書館以外への異動が多く、経験の積み上げにならない。ベテランが育ちにくく継承も難しいのが現状。
- ③ 他市の例を参考にして、できるだけ図書館外への異動を少なくし、経験を蓄積していけるような専門的職員制度を考え、採り入れていくことが一番重要だと思う。

8 辻山妙子（聖ヶ丘）

多摩市の図書館本館が市役所隣の公民館と複合施設としてあったとき、あの本館は作りとして使いにくいという印象がありました。その本館が旧西落合中学の跡地に移転したとき、10年の暫定期間の後どうなるのか何も見えず大変戸惑いました。それが、今、中央図書館の建設が進み、来年の7月の開館を目の前にして、一利用者として感慨深いものがあります。図書館への期待を膨らませたく、素案についての意見を書きたいと思います。

●第1章 2管理運営方針の役割と位置づけ

・「中央図書館を中心とした多摩市立図書館の中・長期的な管理運営のあり方」は、今後改定する「多摩市読書活動振興計画」策定時にあらためて考えていくとあるが、読書活動振興計画は令和6年度で終了し、新たに拠点館2館と地域館4館が市民にはたす役割りを明確にし、新しい中央館のもとでネットワークシステムを組み立てる図書館基本計画、サービス計画をきちんと策定するという姿勢に改めていただきたいと要望します。

・また、現在の読書活動振興計画の策定では策定委員会に市民の参加もなく進められました。基本計画、サービス計画策定にあたってはきちんと市民参加の仕組みを打ち出してくだ

さい。

・囲み内の「多摩市立図書館の長期事業計画」に「多摩市子どもの読書活動推進計画」の記載も必要と考えます。読書活動振興計画のなかに含まれているとはいえ、子どもの読書活動推進計画が3次に渡って実施してきた経過があります。また、この素案のP24、P25に子どもの読書活動推進計画に関連する記載もあるので、計画の存在を書いておくべきだと思います。

●第2章 2フロア構成と主な機能 (1) 2階

③へなそうるのへや

『もりのへなそうる』は幼児の気持ちに寄り添った優れた作品であり、このスペースを「へなそうるのへや」と名付けるのも素敵だと思いますが、このスペースは「『もりのへなそうる』の世界観にふれられるスペース」とするのではなく、多摩の図書館だからこそできる渡辺茂雄氏の功績を記念するスペースとして、『心に緑の種をまく』を貴重としたスペースにしていきたいと強く希望します。

●第3章

5 地域資料の充実

地域の事業者と連携したコーナーの設置も新しい試みとしていいものだと思いますが、多摩市での様々な市民活動があり、その情報、記録の保存にも力をいれて、地域資料の充実をめざしてほしいと思います。図書館が住民自治を支えていくうえでも大事なことだと思います。地域資料をこれまで以上に充実させるとともに市民がうまく活用できるようなくみを図書館が作ってほしいと思います。

また、学芸員や文化財担当者との連携、全ての行政部門との連携、現在の行政資料室のこと、などの課題があることも基本構想、基本計画で指摘されています。これからのこととして書いておいていただきたいです。

6 新聞・雑誌の充実

中央図書館として、新聞・雑誌の充実は大切であるし、雑誌スポンサー制度の導入もぜひ検討を進めていただきたいことではあります。それとともに、地域館の新聞・雑誌コーナーの充実が必要だと思います。地域館すべてに主要全国紙と東京新聞をおくことと、ポピュラーな雑誌をもっと多くおいて拡充してほしいと常々思っています。

●第4章

2 中央図書館のサービス (6) 児童サービス

子どもへのサービスだけでなく、子どもの読書に関わる大人へのサービスについてもきちんと書いておいていただきたいことです。児童書や児童文学に関わる研究書などの書架は、子どもの本のコーナーのある2階においていただきたいと望みます。

3 市民との協働 (1) 市民との協働の考え方について

児童サービスのおはなし会についていえば、ボランティアに委ねられていることが大きいのが現状です。職員のかかわりが少なくおはなし会の積み重ねの経験が乏しい一方、ボラン

ティアはおはなし会の継続のために勉強会などで研鑽もして経験を積み重ねています。これは大きなねじれの構造です。これを正す方向で「市民協働」を提案していただきたいと切に思います。「おはなし会」は児童サービスの大切な分野です。おはなし会という場合は、単に読み聞かせなどををするというイベントの場ではなく、職員は子どもと本について学んでいき、それをリスト作りや蔵書構成など他のサービスに活かすことができる貴重な場です。それなのに、ボランティアの日頃の活動の「発表」の場のように捉え、扱っています。その姿勢を改める必要があると考えます。

基本構想や基本計画の中でいくども述べられている「職員によるボランティアのコーディネーターが求められる」とあるのは、大事な指摘で、それがあってこそその「市民協働」です。

(1)の記述に職員がコーディネーターを務めるということを書き加えていただきたいし、コーディネーターを務めることのできる職員の養成に努めていただきたいと願っています。

●第5章

4 各種会議体の運営 (2) 多摩市図書館協議会・子どもの読書活動推進連絡会

①多摩市図書館協議会については、基本構想、基本計画で提言、課題として挙げられている定数の増加や会議回数の増加のことを、これからの課題としてあると書いておいてほしいと思います。

②第三次子ども読書活動推進連絡会も、市民協働ということでは、第一次、二次より後退しています。是正することが今後の課題としてあると考えます。

5 職員研修の方針 (3) 図書館内研修

継続的な図書館内研修は必須なものと考えます。それによってサービスの質が向上します。調布図書館や浦安図書館のように休館時間を増やしてでもやっていただきたいと思います。

●第6章 4 施設利用時の注意事項 (2) 会話

2階では館内BGMを流すとありますが、流さないでいただきたいです。おはなし室ややまばとひろばで絵本の読み聞かせをしたりするとき、BGMは邪魔になります。少しずつ時間をかけて、会話しやすい雰囲気をつくっていけばいいと思います。

●基本構想や基本計画では、中央図書館ができて、現在の職員数を大きく増員はできない枠組みでの提言となっているけれど、これからの図書館の活動を考えると、唐木田図書館の窓口業務をとりやめ市直営の運営のしっかりした職員体制の構築をともに考えあっていくことが急務となっているとおもいます。